堺市公報 第362号

令和7年5月9日発行

*** 堺市公報

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	
【市民人権局市民生活部消費生活センター】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	
【文化観光局文化国際部文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
○地方自治法に基づく徴収事務の委託について	
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	6
○地方自治法に基づく徴収事務の委託について	
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基	
づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基	
づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
<公告>	
○堺市民芸術文化ホールの臨時開館について	
【文化観光局文化国際部文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○堺市民芸術文化ホールの臨時休館について	
【文化観光局文化国際部文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当	
障害福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	27
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監查委員事務局監査課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監查委員事務局監査課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監查委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監查委員事務局監査課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
○監査結果に基づく措置通知書の公表	

	堺市公報	第362号	令和7年5月9日
【監査委員事務局監査課】			58
○監査結果に基づく措置通知書の公表			
【監査委員事務局監査課】 · · · · · · · ·			66
○監査結果に基づく措置通知書の公表			
【監査委員事務局監査課】 · · · · · · · ·			71
○監査結果に基づく措置通知書の公表			
【監査委員事務局監査課】 · · · · · · · ·			76

告 示

堺市告示第202号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類
 - 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)第9条(第1項第2号を除く。)に規定する 特定計量器定期検査手数料
- 2 委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 3 受託者の所在地及び名称
 - 大阪府大東市新田本町11番37号
 - 一般社団法人 大阪府計量協会
 - 理事長 村上 昇

4 受託者の徴収する場所 特定計量器定期検査実施会場

堺市告示第203号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 委託する歳入の種類
 堺市立東文化会館駐車場の使用料
- 2 委託する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 受託者の所在地及び名称 堺市東区北野田1084番地 ベルヒル管理組合 理事長 森下 修二

堺市告示第204号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市北区金岡町1304番1及び1420番2の各々の一部(次の図のとおり)

(「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合して いない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

堺市告示第205号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

- 1 委託する歳入の種類 介護サービス情報公表の手数料
- 2 委託する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 受託者の所在地及び名称 大阪市中央区中寺1-1-54 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

会長 井手之上 優

.....

堺市告示第206号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のと おり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 社会福祉法人 三篠会 堺市立重症心身障害者(児)支援センター 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類 堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例(平成22年条例第9号)第4条第2項 の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年3月28日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和7年4月1日
- 5 委託する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

堺市告示第207号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のと

おり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団 堺市南区城山台5丁1番4号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(平成5年条例第27号)第8条第2項 の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年2月18日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和7年4月1日
- 5 委託する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

堺市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定 障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
リトアス株式会社	居宅介護	ホームケア ワ タシバ	大阪府堺市中区深井 清水町3535 志村ビ ル201	令和7年4月 1日
リトアス株式会社	重度訪問介護	ホームケア ワ タシバ	大阪府堺市中区深井 清水町3535 志村ビ ル201	令和7年4月 1日
株式会社Cocolo	居宅介護	ケアステーショ ン ここる	大阪府堺市西区上630 番地11	令和7年4月 1日
株式会社Cocolo	重度訪問介護	ケアステーショ ン ここる	大阪府堺市西区上630 番地11	令和7年4月 1日
株式会社Eins wahl	居宅介護	訪問介護シリウ ス アインスさ かい店	大阪府堺市堺区出島海岸通一丁3-10エード出島海岸通ビル4階	令和7年4月 1日
株式会社Eins wahl	重度訪問介護	訪問介護シリウ ス アインスさ かい店	大阪府堺市堺区出島 海岸通一丁3-10 エード出島海岸通ビ ル4階	令和7年4月 1日
株式会社GET	居宅介護	Get訪問介護 堺	大阪府堺市堺区竜神 橋町二丁3-1-930 号室	令和7年4月 1日
株式会社GET	重度訪問介護	Get訪問介護 堺	大阪府堺市堺区竜神 橋町二丁3-1-930 号室	令和7年4月 1日
株式会社シリウス	居宅介護	訪問介護シリウス 本店	大阪府堺市中区土師 町五丁15番地9	令和7年4月 1日
株式会社シリウス	重度訪問介護	訪問介護シリウ ス 本店	大阪府堺市中区土師 町五丁15番地9	令和7年4月 1日
株式会社トラス ト・コウパレイ ション	居宅介護	訪問介護パキラ	大阪府堺市堺区少林 寺町西一丁1番8号 PSGビル401号室	令和7年4月 1日
株式会社トラス ト・コウパレイ ション	重度訪問介護	訪問介護パキラ	大阪府堺市堺区少林 寺町西一丁1番8号 PSGビル401号室	令和7年4月 1日

株式会社亀福	居宅介護	ふくふく堺	大阪府堺市堺区二条 通一丁2-101	令和7年4月 1日
株式会社亀福	重度訪問介護	ふくふく堺	大阪府堺市堺区二条 通一丁2-101	令和7年4月 1日
株式会社サンウェ ルズ	居宅介護	サンウェルズ初 芝ヘルパーステ ーション	大阪府堺市東区日置 荘西町四丁2番1号	令和7年4月 1日
一般社団法人のあ	生活介護	すり一えるのあ	大阪府堺市北区百舌 鳥陵南町一丁171	令和7年4月 1日
社会福祉法人歓喜会	生活介護	梓2号	大阪府堺市北区中村 町369番地1	令和7年4月 1日
社会福祉法人歓喜 会	短期入所	梓2号	大阪府堺市北区中村 町369番地1	令和7年4月 1日
株式会社GRIT GROUP	就労継続支援 (A型)	ベストライフ堺	大阪府堺市堺区向陵 中町二丁4-13 栄 光プラザビル5階506 号室	令和7年4月 1日
株式会社GRIT GROUP	就労継続支援 (B型)	ベストライフ堺	大阪府堺市堺区向陵 中町二丁4-13 栄 光プラザビル5階506 号室	令和7年4月 1日
合同会社こもれび	共同生活援助	こもれびホーム	大阪府堺市美原区木 材通一丁目1-4	令和7年4月 1日
合同会社ロトス	共同生活援助	共同生活援助事 業所ライフサポ ート	大阪府堺市堺区中之 町西二丁2-22	令和7年4月 1日

堺市告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社Vive	計画相談支援	相談支援センタ ー Vive	大阪府堺市西区上701 番地3	令和7年4月 1日
株式会社未来設計 事務所	計画相談支援	相談支援センター 愛らんど	大阪府堺市中区八田 北町495-3 ルミエ ールあぜくら103号室	令和7年4月 1日
株式会社アイスマ イル	計画相談支援	相談支援・ニコ ライズ	大阪府堺市堺区神明 町西一丁1番1号	令和7年4月 1日

堺市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和7年5月9日

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
有限会社北野介護	居宅介護	北野介護センタ	大阪府堺市中区深井	令和7年3月
事務所		一陽だまり	中町1857番地の1	31日
有限会社北野介護	重度訪問介護	北野介護センタ	大阪府堺市中区深井	令和7年3月
事務所		一陽だまり	中町1857番地の1	31日
株式会社Stel la	居宅介護	ハロー介護ステ ーション	大阪府堺市堺区南三 国ヶ丘町六丁5番15 号	令和7年3月 31日

株式会社Stel la	重度訪問介護	ハロー介護ステ ーション	大阪府堺市堺区南三 国ヶ丘町六丁5番15 号	令和7年3月 31日
合同会社どまたく	居宅介護	ハレクル介護ス テーション	大阪府堺市中区東山6 59-1 ジューヌ森2 05号室	令和7年3月 31日
合同会社どまたく	重度訪問介護	ハレクル介護ス テーション	大阪府堺市中区東山6 59-1 ジューヌ森2 05号室	令和7年3月 31日
有限会社しらゆり	居宅介護	しらゆり介護ス テーション	大阪府堺市南区豊田5 2番地の2	令和7年3月 31日
有限会社しらゆり	重度訪問介護	しらゆり介護ス テーション	大阪府堺市南区豊田5 2番地の2	令和7年3月 31日
有限会社しらゆり	同行援護	しらゆり介護ス テーション	大阪府堺市南区豊田5 2番地の2	令和7年3月 31日
一般社団法人シグナル	就労移行支援 (一般型)	グロウアップ	大阪府堺市中区毛穴 町21番地1	令和7年3月 31日
社会福祉法人こだ ま福祉会	就労移行支援 (一般型)	ヤオヨロズヤ	大阪府堺市南区槇塚 台三丁1番6号	令和7年3月 31日
特定非営利活動法 人惑星会	就労継続支援 (B型)	就労継続支援B型作業所わくわく	大阪府堺市南区宮山 台三丁1番15 堺宮 山台センタービル2 階C号室	令和7年3月 31日
株式会社ニチイ学館	生活介護	ニチイケアセン ターベルマー ジュ堺	大阪府堺市堺区田出 井町1番2-100号 ベルマージュ堺弐番 館	令和7年3月 31日
株式会社ニチイ学 館	生活介護	ニチイケアセン ター深井	大阪府堺市中区深井 北町646-2	令和7年3月 31日
公益財団法人浅香 山病院	自立訓練(生 活訓練)	アンダンテ就労 ステーション	大阪府堺市堺区今池 町三丁3番16号	令和7年3月 31日
合同会社はなさく	共同生活援助	共同生活援助事 業所はなさく	大阪府堺市美原区平 尾20番地 5	令和7年3月 31日
合同会社WARM hands	共同生活援助	共同生活援助事業所さく	大阪府堺市東区北野 田153番地33	令和7年3月 31日

	堺市公	、報 第362号	令和7年5月9日

特定非営利活動法	短期入所	ばあばのおうち	大阪府堺市北区中長	令和7年3月
人憩の家 かつら			尾町四丁3-29	31日

堺市告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
OHC株式会社	計画相談支援	CONNECT ×HOUSE		令和7年3月 31日

堺市告示第212号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき、 次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指 定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

法人名 事業內容 事業所名 事業所所在地 指定年月日

特定非営利活動法 人み・らいず2	児童発達支援	み・らいずスク ールしんかなお か	大阪府堺市北区新金 岡町五丁1-1 フ レスポしんかな3階	令和7年4月 1日
特定非営利活動法 人み・らいず2	放課後等デイ サービス	み・らいずスク ールしんかなお か	大阪府堺市北区新金岡町五丁1-1 フレスポしんかな3階	令和7年4月 1日
合同会社トゥルーポイント	児童発達支援	児童デイサービ ス パークスハ ート	大阪府堺市東区北野 田369	令和7年4月 1日
合同会社トゥルー ポイント	放課後等デイ サービス	児童デイサービ ス パークスハ ート	大阪府堺市東区北野 田369	令和7年4月 1日
特定非営利活動法 人ぴーす	保育所等訪問 支援	ぴーすの児童デ イぱんだ	大阪府堺市北区百舌 鳥梅町三丁39番地19	令和7年4月 1日

堺市告示第213号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき、次の 事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指 定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社カミレ	障害児相談支 援	相談センターミント	大阪府堺市南区深阪 南103番地	令和7年4月 1日

堺市告示第214号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき指

定した次の事業者について、同法第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 2 号の規定により告示する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社マーブル	放課後等デイ サービス	マーブル白さぎ 校	大阪府堺市中区新家 町347-13 中モズマ ンション1階	令和7年3月 31日
合同会社榮	児童発達支援	きずな2号館	大阪府堺市中区深井 水池町3186番地	令和7年3月 31日
合同会社榮	放課後等デイ サービス	きずな2号館	大阪府堺市中区深井 水池町3186番地	令和7年3月 31日
特定非営利活動法 人ぴーす	児童発達支援	ぴーすの児童デ イぴころ	大阪府堺市北区百舌 鳥梅町三丁39-32	令和7年3月 31日
特定非営利活動法 人ぴーす	放課後等デイ サービス	ぴーすの児童デ イぴころ	大阪府堺市北区百舌 鳥梅町三丁39-32	令和7年3月 31日
特定非営利活動法 人ぴーす	保育所等訪問 支援	ぴーすの児童デ イぴころ	大阪府堺市北区百舌 鳥梅町三丁39-32	令和7年3月 31日

堺市告示第215号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和7年5月9日

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
OHC株式会社	障害児相談支	CONNECT	大阪府堺市西区菱木	令和7年3月
	援	×HOUSE	一丁2339番地の3	31日

堺市告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
阪神調剤薬局 初芝店	堺市中区大野芝町293-1	薬局	令和7年3月1日
チェルシー薬局α	堺市堺区寺地町西2-2-29	薬局	令和7年4月1日
チェルシー薬局+	堺市堺区竜神橋町2-13 第 5中西ビルBF	薬局	令和7年4月1日
イオン薬局 おおとり店	堺市西区鳳東町7-733 1 F	薬局	令和7年4月1日
そーと訪問看護ステー ション	堺市中区大野芝町232-12	訪問看護	令和7年4月1日
訪問看護ステーション 晏〜あん〜	堺市堺区砂道町1-7-20	訪問看護	令和7年4月1日
みんなのこども訪問看 護ステーション	堺市堺区中瓦町2-3-18 高砂屋ビル2階	訪問看護	令和7年4月1日
訪問看護ステーション ぐらんで堺	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート伍番館301	訪問看護	令和7年4月1日

		堺市公報	第362号	令和7年5月9日
ハピネス訪問看護ステ ーション	堺市西区上666-1		訪問看護	令和7年4月1日

堺市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年5月9日

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
社会福祉法人堺暁福祉会 あけぼの苑診療所	堺市北区野遠町344-1	病院・診療所	令和7年4月1日
公益財団法人 浅香山 病院	堺市堺区今池町3-3-16	病院・診療所	令和7年4月1日
公益財団法人 浅香山 病院附属診療所	堺市堺区今池町3-3-16	病院・診療所	令和7年4月1日
いなたにクリニック	堺市北区長曽根町3069-9 カルム新金岡2階	病院・診療所	令和7年4月1日
植田こころのクリニック	堺市北区中百舌鳥町2-107 クレールなかもず3階	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 辰美会 臼 井内科・消化器科クリ ニック	堺市堺区大仙西町 6 -157- 1	病院・診療所	令和7年4月1日
えびすメンタルクリ ニック	堺市堺区戎島町4-45-1 ポルタス・センタービル3階	病院・診療所	令和7年4月1日

	T	1	
医療法人 菱仁会 えんどうこころのクリニック	堺市堺区向陵中町4-7-30 NDビル2階	病院・診療所	令和7年4月1日
独立行政法人 労働者 健康安全機構 大阪労 災病院	堺市北区長曽根町1179-3	病院・診療所	令和7年4月1日
太田神経内科クリニック	堺市北区中百舌鳥町 4 -463 -9	病院・診療所	令和7年4月1日
おおとりよしだクリ ニック	堺市西区鳳東町1-38-2	病院・診療所	令和7年4月1日
岡本内科	堺市東区白鷺町3-3-7	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 以和貴会 金岡中央病院	堺市北区中村町450	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 真友会 き たがわ医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町 6 ー 16-53	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 喜多クリ ニック	堺市堺区向陵西町 4 -10-8 サンライズガーデン三国ヶ 丘 1 F	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 北野医院	堺市北区百舌鳥梅町1-9- 13	病院・診療所	令和7年4月1日
大阪みなみ医療福祉生 活協同組合 北野田診 療所	堺市東区南野田127	病院・診療所	令和7年4月1日
独立行政法人 国立病 院機構 近畿中央呼吸 器センター	堺市北区長曽根町1180	病院・診療所	令和7年4月1日
斎藤医院	堺市堺区少林寺町西2-2- 20	病院・診療所	令和7年4月1日
大阪みなみ医療福祉生 活協同組合 堺北診療 所	堺市堺区宿屋町東2-1-5	病院・診療所	令和7年4月1日
堺市立つぼみ診療所	堺市南区城山台5-1-4	病院・診療所	令和7年4月1日
堺市立もず診療所	堺市西区上野芝町2-4-1	病院・診療所	令和7年4月1日

医療法人 淳康会 堺 近森病院	堺市堺区北清水町2-4-1	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 堺福祉会診療所	堺市西区太平寺331-1	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 いぶき会 さかぐちクリニック	堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市上野芝2階	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 祐希会 嶋 田クリニック	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル桃山2階	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 高橋クリニック	堺市南区竹城台1-1-2 市街地住宅ビル2階	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 たけなか キッズクリニック	堺市北区長曽根町1467-1 メディカルエイトワンビル 2 F	病院・診療所	令和7年4月1日
たちばな内科クリニッ ク	堺市堺区緑ヶ丘南町3-2- 18 山本ビル1F	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 そうび 会 つるぎ荘診療所	堺市東区日置荘田中町143- 1	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 東光学 園 東光学園附属診療 所	堺市中区土塔町2028	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 宏和会 特別養護老人ホーム グレース堺診療所	堺市堺区京町通1-21	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 朋和会 特別養護老人ホーム 年輪診療所	堺市南区御池台5-2-2	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 天寿会 特別養護老人ホーム 平尾荘診療所	堺市美原区平尾1938-1	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 美木多 園 特別養護老人ホー ム美樹の園診療所	堺市南区美木多上1277-1	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 爽風会 ナカノ・花クリニック	堺市東区北野田48-1 北野 田第一ビル3階301	病院・診療所	令和7年4月1日

中村医院	堺市西区浜寺元町 5 -516- 1	病院・診療所	令和7年4月1日
にいがわクリニック	堺市中区深井沢町3271 サン ケンビル4階	病院・診療所	令和7年4月1日
にしきこどもクリニッ ク	堺市堺区大浜南町2-8-23	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 野田福祉会 ハーモニー診療所	堺市東区南野田33	病院・診療所	令和7年4月1日
社会医療法人 ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-24 4	病院・診療所	令和7年4月1日
社会医療法人 杏和会 阪南病院	堺市中区八田南之町277	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 樋上小児科	堺市西区鳳東町2-164-5	病院・診療所	令和7年4月1日
社会医療法人 頌徳会 日野病院	堺市東区北野田626	病院・診療所	令和7年4月1日
平子クリニック	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクト3F	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 心和会 藤 田クリニック	堺市西区津久野町1-4-3	病院・診療所	令和7年4月1日
藤本クリニック	堺市堺区北三国ヶ丘町8-8 -15 ティ・カビーネ4階	病院・診療所	令和7年4月1日
社会医療法人 ペガサス ペガサスクリニック	堺市西区浜寺船尾町東3-30 7	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 以和貴会 北条病院	堺市北区百舌鳥陵南町 1 -77 -1	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 松本クリニック	堺市中区深阪 6 -21-27	病院・診療所	令和7年4月1日
万代神経科クリニック	堺市北区長曽根町12 アング ルス301	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 サヂカム会 三国丘病院	堺市堺区榎元町1-5-1	病院・診療所	令和7年4月1日

医療法人 好寿会 美原病院	堺市美原区今井380	病院・診療所	令和7年4月1日
社会医療法人 同仁会 みみはら高砂クリニック	堺市堺区高砂町 4 -109-2	病院・診療所	令和7年4月1日
ムカイ・クリニック	堺市北区中長尾町4-5-3	病院・診療所	令和7年4月1日
医療法人 山口クリニック	堺市南区高倉台2-8-5	病院・診療所	令和7年4月1日
山畑医院	堺市西区浜寺昭和町3-352	病院・診療所	令和7年4月1日
社会福祉法人 関西福祉会 陵東館診療所	堺市北区長曽根町1210-1	病院・診療所	令和7年4月1日
浅香山ABC薬局	堺市堺区今池町4-6-1	薬局	令和7年4月1日
浅香山グリーン薬局	堺市堺区今池町4-5-28	薬局	令和7年4月1日
アサップ薬局	堺市堺区南花田口町2-1- 22	薬局	令和7年4月1日
アップ薬局	堺市中区土塔町3330	薬局	令和7年4月1日
アツミ薬局	堺市東区日置荘西町 1 -15- 22	薬局	令和7年4月1日
泉プラザ薬局	堺市西区浜寺船尾町東3-30 5	薬局	令和7年4月1日
いずみ薬局	堺市南区茶山台1-2-4 パンジョ西館2階	薬局	令和7年4月1日
一条薬局	堺市堺区一条通1-1	薬局	令和7年4月1日
ウェーブ光明池薬局	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクトビル1階	薬局	令和7年4月1日
上野薬局	堺市南区新檜尾台3-6-5	薬局	令和7年4月1日
エコ薬局	堺市北区東三国ヶ丘町 5 - 2 -17	薬局	令和7年4月1日
エコ薬局	堺市西区津久野町1-8-17	薬局	令和7年4月1日
太田薬局	堺市中区福田902-1	薬局	令和7年4月1日
おおた薬局	堺市西区鳳西町1-25	薬局	令和7年4月1日

鳳グリーン薬局	堺市西区鳳中町 3 -62-29 鳳ツインビルB棟1階1号	薬局	令和7年4月1日
おおはま薬局	堺市堺区大浜南町2-2-16	薬局	令和7年4月1日
岡薬局	堺市中区深阪1-10-39	薬局	令和7年4月1日
小田薬局	堺市西区浜寺石津町中4-3 -18	薬局	令和7年4月1日
オリーブ薬局	堺市東区北野田615-7	薬局	令和7年4月1日
オレンジ薬局	堺市北区長曽根町3069-6	薬局	令和7年4月1日
カイセイ薬局	堺市北区長曽根町1213-5	薬局	令和7年4月1日
川口薬局	堺市北区中百舌鳥町 5 - 796 - 4	薬局	令和7年4月1日
北花田大日薬局	堺市北区奥本町1-34-4	薬局	令和7年4月1日
キタバ薬局 北野田店	堺市東区北野田1084 ベルヒ ル北野田2階	薬局	令和7年4月1日
キリン堂薬局 北花田店	堺市北区奥本町2-10	薬局	令和7年4月1日
キリン薬局	堺市堺区向陵中町6-3-27	薬局	令和7年4月1日
銀座薬局	堺市堺区北瓦町2-1-27	薬局	令和7年4月1日
キンショウ薬局	堺市北区金岡町2254-5	薬局	令和7年4月1日
くすのき薬局	堺市堺区緑ヶ丘南町 3 ー 2 ー 18	薬局	令和7年4月1日
くぼ薬局	堺市西区上野芝向ヶ丘町2- 9-40	薬局	令和7年4月1日
くるみ薬局	堺市中区深阪2-10-21	薬局	令和7年4月1日
くれよん薬局	堺市中区大野芝町242-9	薬局	令和7年4月1日
幸生堂薬局	堺市西区上野芝町4-17-14	薬局	令和7年4月1日
ココカラファイン薬局 上野芝楽市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市堺上野芝店内	薬局	令和7年4月1日
こむぎ薬局	堺市北区長曽根町3069-4	薬局	令和7年4月1日

	T		
さかいケンコー薬局	堺市西区浜寺諏訪森町中1- 113-1	薬局	令和7年4月1日
堺市薬剤師会会営薬局	堺市西区浜寺石津町東4-2 -14	薬局	令和7年4月1日
さくら薬局	堺市中区東山486-1	薬局	令和7年4月1日
ささら薬局	堺市北区百舌鳥本町2-448	薬局	令和7年4月1日
サンガ薬局	堺市東区北野田44-5 北野 田第一ビル1階	薬局	令和7年4月1日
しぎ薬局初芝店	堺市東区日置荘西町 4 -36- 13	薬局	令和7年4月1日
ジャパンファーマシー 薬局堺中央店	堺市北区長曽根町1467-1 エイトワンビル1-A	薬局	令和7年4月1日
白さぎ八千代薬局	堺市東区白鷺町1-2-10	薬局	令和7年4月1日
スギ薬局 中百舌鳥店	堺市北区金岡町3047-3	薬局	令和7年4月1日
スワノモリ薬局	堺市西区浜寺諏訪森町中2- 175	薬局	令和7年4月1日
セガミ薬局 堺小阪店	堺市中区小阪354-7	薬局	令和7年4月1日
太陽堂薬局	堺市北区中長尾町4-5-3 クラウンセゾン堺103	薬局	令和7年4月1日
太陽堂薬局	堺市東区北野田1077-202号	薬局	令和7年4月1日
タナベ薬局	堺市西区堀上緑町3-2-2	薬局	令和7年4月1日
中和薬局	堺市堺区北半町東1-1	薬局	令和7年4月1日
つくし薬局	堺市西区鳳西町 1 -75-1 昭和ハイツ101	薬局	令和7年4月1日
ツクノ薬局	堺市西区津久野町1-1-1	薬局	令和7年4月1日
つばさ薬局	堺市堺区北三国ヶ丘町8-8 -15 DIE. KABINE 3階E室	薬局	令和7年4月1日
トミオカ薬局	堺市東区丈六171-28	薬局	令和7年4月1日
豊田薬局	堺市南区茶山台3-22-3	薬局	令和7年4月1日

ドレミ薬局JR堺市駅 店	堺市堺区東雲西町1-1-11 JR堺市駅NKビル1階	薬局	令和7年4月1日
中垣薬局	堺市西区上651-1	薬局	令和7年4月1日
ナンバーワン薬局	堺市南区御池台3-1-17	薬局	令和7年4月1日
ニシキ薬局	堺市堺区綾之町東1-2-36	薬局	令和7年4月1日
パートナー大美野薬局	堺市東区大美野73-7	薬局	令和7年4月1日
パートナーもず八幡薬 局	堺市北区百舌鳥梅北町 4 -23 2-7	薬局	令和7年4月1日
ハート薬局	堺市中区深井沢町3290 深井 プラザ内	薬局	令和7年4月1日
バード薬局	堺市南区晴美台3-12-1	薬局	令和7年4月1日
はまでら薬局	堺市西区浜寺南町3-2-1	薬局	令和7年4月1日
はるか薬局	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル2階	薬局	令和7年4月1日
ピーチ薬局	堺市堺区住吉橋町1-5-22	薬局	令和7年4月1日
ビタミンファーマシー 薬局	堺市堺区田出井町1-1-10 0	薬局	令和7年4月1日
ひまわり薬局	堺市堺区大浜北町2-4-24	薬局	令和7年4月1日
深井ファミリー薬局	堺市中区深井沢町3147-1 コーポ山内1階	薬局	令和7年4月1日
深阪薬局	堺市南区深阪南117-101	薬局	令和7年4月1日
ぷれも薬局 三国ヶ丘 店	堺市北区東三国ヶ丘町 5 - 6 -17	薬局	令和7年4月1日
蓬莱薬局	堺市堺区香ヶ丘町 1 - 3 -22 -1階	薬局	令和7年4月1日
ホーム薬局	堺市中区土師町 1 - 6 - 15 ヴィラレスポワール 1 階	薬局	令和7年4月1日
ホーム薬局	堺市堺区永代町1-1-6	薬局	令和7年4月1日
保健薬局	堺市南区茶山台1-2-3	薬局	令和7年4月1日

マキ薬局 堺市北区長曽根町1644 ラ ール新金岡1階		薬局	令和7年4月1日
マルイチ薬局	堺市堺区北庄町2-1-15	薬局	令和7年4月1日
マルイチ薬局 北野田店	堺市東区北野田13-27	薬局	令和7年4月1日
三国ヶ丘薬局	堺市堺区向陵西町4-7-20 三国ヶ丘セレニテ1階	薬局	令和7年4月1日
ムラタ薬局	堺市堺区柳之町東2-1-1	薬局	令和7年4月1日
八千代薬局	堺市北区東雲東町1-2-25	薬局	令和7年4月1日
山田衛生堂昭和通薬局	堺市堺区昭和通4-69-6	薬局	令和7年4月1日
山田衛生堂薬局	堺市堺区出島町2-6-24	薬局	令和7年4月1日
大和屋薬局	堺市西区鳳東町4-364	薬局	令和7年4月1日
米田薬局	堺市北区南長尾町5-2-15	薬局	令和7年4月1日
ロータスふれあい薬局	堺市美原区北余部452-4	薬局	令和7年4月1日
ロータス薬局	堺市美原区北余部25-11	薬局	令和7年4月1日
ホーム薬局	堺市北区百舌鳥陵南町 2 -62 6 センターコートナカモズ ビルC-1	薬局	令和7年4月1日
金岡中央病院(訪問看護)	堺市北区中村町450	訪問看護	令和7年4月1日
ひまわり訪問看護ステ ーション	堺市堺区今池町3-3-16	訪問看護	令和7年4月1日
訪問看護ステーション 「ふれあい」	堺市中区八田南之町267-2	訪問看護	令和7年4月1日
アイビー訪問看護ステーション	堺市西区津久野町1-1-1 -5	訪問看護	令和7年4月1日
訪問看護ステーション デューン南大阪	堺市堺区新町3-7 STC ビル7F	訪問看護	令和7年4月1日
リンク訪問看護ステー ション草尾	堺市東区草尾1166-2 2階	訪問看護	令和7年4月1日

訪問看護ステーション 堺市美原区北全部40-30 訪問看護 合和7年4月1日		堺市:	公報	第362号	令和7年5月9日
	訪問看護ステーション ニコニコ	堺市美原区北余部40-30	討	坊問看護	令和7年4月1日

公 告

堺市公告第341号

堺市民芸術文化ホール条例(平成27年条例第52号)第24条第1項第2号の規定に 基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時開館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項 において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 臨時開館日時
 - 令和7年9月1日(月) 午前9時から午後10時まで(予定)
 - 令和8年3月16日(月) 午前9時から午後10時まで(予定)
- 2 開館施設

堺市民芸術文化ホール

3 開館理由

公演事業を実施するため

4 備考

臨時開館は当該事業のみとし、施設の貸出や予約受付等は実施しないものとする。

堺市公告第342号

堺市民芸術文化ホール条例(平成27年条例第52号)第24条第1項第2号の規定に

基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時休館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 臨時休館日時
 - 令和7年6月17日(火) 午前9時から午後5時まで
- 2 休館施設
 - 堺市民芸術文化ホール
- 3 休館理由

施設の法定点検に伴う全館停電作業を実施するため

堺市公告第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号の規定に基づく基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所について、堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する要綱(平成19年制定)第7条第2項の規定に基づき、次のとおり基準該当障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同要綱第13条の規定により公告する。

令和7年5月9日

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人関西 福祉会	生活介護(基準該当)	陵東館デイサー ビスセンター	大阪府堺市北区長曽 根町1210-1	令和7年3月 31日

堺市公告第344号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフ福泉店 堺市西区上444-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 窪田 博 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前) 名 称 三菱UF J 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 長島 巌

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後) 名 称 三菱UF J 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 窪田 博

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日 令和7年4月18日

堺市公告第345号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年5月9日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョーシンアウトレット北花田店 堺市北区北花田町185-1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 変更事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) ジョーシン北花田店 (変更後) ジョーシンアウトレット北花田店
- 4 変更年月日

令和2年11月13日

5 届出年月日

令和7年4月18日

......

堺市公告第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土塔町2175番3、2175番5、2175番6、2175番26から2175番44まで、2213番2、2213番5及び2213番6並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市中区福田46番地 株式会社誠建設工業 代表取締役 平岩 和人

監査委員公表

堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

信 貴 良 太 同

原 司 繭子

澤 由 美 同

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査			
監 査 実 施 期 間 令	令和 6 年 8 月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月 23 日			
措置を講じた部局等	市長公室			
指摘事項等	措置内容	所管部課		
3(2) 委託料について 委託料に係る事務について、 下のとおり指摘すべき事項等が ったので、適切な処理をする必 がある。	あ			
ア 契約書の作成 、	発を追い成シーグ務文にお行ってお行ってを を追い成シーグ務文にお行ってを を追い成シーグ務文にお行ってを を追いがでで、ままで、本物では、本体では がでででする。では、本体では、本体では を一で変性をできる。では、本体では、本体では、本体では、本体では、本体では、本体では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	広報戦略部 広報戦略推進 課		

際には、「起案事務の手引き」 をはじめとするマニュアル等 の内容について十分な確認を 徹底することに加え、マニュ アル等の内容と契約書の体裁 や条文の内容が合致している かについて複数人によるチェ ックを行います。

イ[仕様書の記載内容について(意 見)]

堺市ホームページシステムバ ックアップデータ遠隔地保管業┃遠隔地で保管する必要がある 務において、仕様書で年間計 51 回 HDD 等の磁気データを集配・ 遠隔地保管することとしてい┃は現委託業者がバックアップ る。その中で、第2回以降の集配 は「前週の週次データを集配場 所に返却し、当該集配日におけ る週次データを遠隔地で保管す ること」としているが、最終回の 集配に関しては「前週の週次デ ータを集配場所に返却するこ と」と記載しており、週次データ を遠隔地で保管することは記載┃め、仕様書と実際の運用に齟 されていない。

本業務の目的は、バックアッ プデータを遠隔地に保管するこ とで、地震・火災等の災害による データ喪失を防ぐことである。 所管課によると、これまでの業 務の実態としては、受注者と協 議を行ったうえ、最終回の集配 時にもバックアップデータを遠 隔地で保管してきたとのことで あったが、仕様書の業務内容で 履行した場合、現年度の最終集 配日から翌年度の初回集配日ま

バックアップデータは常に ┃広報戦略部 ことから、本業務を履行する に当たっては、3月31日まで データを適切に保管し、4月1 日からは新たな委託業者が現 委託業者から当該データを引 き継いで新たに保管する運用 としていましたが、従来の仕 様書では、最終回の集配時に 週次データを集配場所に返却 することと記載していたた 齬が生じていました。

そのため、令和6年度の契 約において、最終回の集配は 「前週の週次データを集配場 所に返却し、当該集配日にお ける週次データを遠隔地で保 管すること」とし、「委託業務 終了時に本業務の次年度契約 業者に週次データを引き継 ぐ」ことを仕様書に明記し、 令和6年12月16日に変更契 約を現委託業者と締結しまし た。

広報課

	堺市公報	第362号	令和7年5月9日
			<u> </u>
での間、一時的にバックアップ			
データが遠隔地に保管できてい			
ない期間が発生し、業務目的を			
達成できない状態となる。			
そのため、データ喪失リスク			
回避の観点から、当該業務で必			
要な内容を明確にするととも			
に、仕様書の見直しを検討され			
たい。			

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭 子

同 澤 由 美

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和6年8月1日 ~ 令和6年	- 12月 23日	
措置を講じた部局等	財政局		
指摘事項等	措置内容	所管部課	
4(1) 公有財産(土地・建物)の管 ついて 公有財産(土地・建物)の管 係る事務について、以下のとま 見を付す。	き理に 3 り 意		
[行政教院 () () () () () () () () () () () () ()	日本 日	財政部財産活用課	

を定めており、許可書の様式には 教示文は記載されていない。

また、財産活用課では、行政財産の目的外使用許可の具体的な手続を庁内に示しており、許可手続において許可条件を付すこととしているが、相手方からあらかじめ当該条件についての承諾を得るなどの手続は定めていない。

このため、申請どおりに許可を 行う場合であっても、当該条件に ついて相手方に不服申立てを行う 利益がないとは言えず、不服申立 てや取消訴訟の提起が行われる可 能性もある。

以上のことから、行政財産の目 的外使用許可を行う際に書面での 教示を行うなど、必要な対応を検 討されたい。

4(2)

委託料について

委託料に係る事務について、以下 のとおり指摘すべき事項があった ので、適切な処理をする必要があ る。

ア 委託業務における提出書類 委託業務における提出書類につ いて、以下のものがあった。

(7) コンビニ等による収納業務に ついて、市は、3 社で構成され る共同事業体に当該業務を発注 している。

契約書では、受注者は、実施 体制図、業務従事者届、業務従 事者からの秘密保持に関する誓

本件の原因としては以下の 税務部 点があります。 税務

・受注者から提出のあった「実施体制図」「業務従事者届」「秘密保持に関する誓約書の写し」を確認する際に、「業務従事者届」に記載されている全

祝務部 税務運営課 約書の写しを市に提出すること とされている。

しかし、受注者のうち、1社 から提出された上記の書類につ いて、提出された実施体制図は 会社全体の体制図であり、本業 □に関する全ての従事者が記載 務の実施体制図ではなかった。

また、提出された業務従事者 届及び業務従事者からの秘密保 持に関する誓約書の写しは従事 【者届」との比較ができていな 者 2 名分であったが、上記の実 施体制図の不備の判明後に改め て提出された実施体制図では従 事者は6名であり、4名分の業 務従事者届及び業務従事者から の秘密保持に関する誓約書の写 しの提出を受けていなかった。

ての者の「秘密保持に関する 誓約書の写し」が提出されて いることの確認のみに注力し たこと。

- ・「実施体制図」には、本業務 されているかの確認ができて いなかったこと。
- ・「実施体制図」と「業務従事 かったこと。

対応として、当該受注者に 対しては、令和6年9月25日に 各書類の目的及び重要性を改 めて説明し、指導を行いまし

その結果、当該受注者から は令和6年10月4日に改めて本 業務に関する「実施体制図」が 提出され、未提出書類(「業務 従事者届」「秘密保持に関する 誓約書の写し」)4名分につい ても、同日に全て提出されま した。

また、担当職員(主担当者と 副担当者) は今後受注者から これらの書類が提出された 際、以下の観点で確認を確実 に行います。

- ・「実施体制図」は受注者から 聞き取った本業務に関する全 ての従事者が記載されている
- ・「業務従事者届」に記載さ れている従事者は「実施体制 図」に記載された従事者と一 致しているか。
- ・「秘密保持に関する誓約書の

写し」は「業務従事者届」に記 載された全ての従事者分が提 出されているか。

これらの内容を事務マニュ アルに反映しており、再発防 止に努めています。

(イ) 三国ヶ丘庁舎エレベーター設 備保守点検業務について、仕様┃務担当者が仕様書に記載のと 書では、業務担当者は、昇降機 等検査員、一級・二級建築士ま たは保守・点検に係る当該機種┃かわらず、提出された履行体 の製造者の社内資格取得者(以 制表の確認が不十分で、1名の 下「有資格者」という。)とする こととしている。

しかし、作業責任者のうちの 1 名は有資格者ではないエレベ 月 12 日に受注者と協議の上 ータ定期点検履行体制表を受け┃で、履行体制表は点検を行う 取っていた。また、定期点検の┃有資格者を記載することと 実施後、有資格者ではない者を し、令和6年10月8日に受注 点検責任者とする定期点検報告 書を受け取っていた。

市の担当係は、受注者の業 税務部 おり有資格者である必要があ ることを認識していたにもか 有資格者ではない者の記載が あるまま受領していました。

御指摘を受け、令和6年9 者より、訂正された履行体制 表を受領しました。

また、定期点検は有資格者 を含む 2 名体制で実施されて いるため、点検報告書はもう1 名の有資格者を点検責任者と して作成するよう令和6年9 月24日に訂正を指示し令和6 年 10 月 8 日に受領していま

なお、令和6年10月9日 に、課長から所属職員に対し て、本事案を共有し、契約は仕 様に基づき適正に執行される べきこと、市指定の様式のみ ならず受注者作成の様式につ いても受領の際に確認を怠る ことがないよう指導し、視覚

市税事務所 法人諸税課 イ 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホーム ページ公表に係る事務マニュアル では、予定価格が100万円を超え る委託業務の入札結果・随意契約 結果を市ホームページで公表する こととされている。

しかし、堺市ふるさと納税寄附 管理等業務及びオンライン入金機 等公金輸送委託業務では、予定価 格が 100 万円を超えているにもか かわらず、公表していなかった。

的に確認部分が判断できるよ う課内マニュアルを修正し再 発防止に努めています。

予定価格が 100 万円を超え 財政部 る委託業務の入札結果・随意 契約結果のホームページ公表 は、委託業務の担当課からの 依頼に基づき、資金課総務係 が事務を進めることとしてい ます。

しかし、資金課資金係が委 託業務を担当する「堺市ふる さと納税寄附管理等業務」は 資金課資金係が同課総務係へ のホームページの公表依頼を 失念したため、納税課が委託 業務の担当課である「オンラ イン入金機等公金輸送委託業 務」は、掲載依頼が資金課にあ ったものの、人事異動により 資金課総務係における業務の 引継ぎが不十分であったた め、公表ができていませんで した。

御指摘を受け、両業務とも に令和6年9月3日にホーム ページにて公表しました。

また、ホームページ公表事 務の手順について、「総務係へ の公表依頼」及び「業務担当課 (担当係)における公表確認」 のフェーズを事務マニュアル に追記し、局内各課及び資金 課内に周知しました。あわせ て、資金課総務係は他課から 委託契約業務の稟議が回付さ

資金課

れた際にホームページ公表案 件として把握することをマニ ュアルに明記しました。

今後は、マニュアルに沿っ た事務遂行を徹底し、再発防 止に努めます。また、人事異動 の際には担当者が引継ぎ資料 を作成し、課内打合せを行う ことで処理状況を共有する仕 組みを強化します。

4(4)

現金等の管理について

現金等の管理に係る事務につい て、以下のとおり指摘すべき事項が あったので、適切な処理をする必要 がある。

ア 切手等受払簿の整理

令和6年8月22日に実地調査を 行ったところ、切手等受払簿におい て、月計処理時には切手の累計欄に┃いては、物品取扱員、物品管理 記入をすべきところ、7月分月計処 理時に1円切手及び10円切手の累 計を記入していなかった。

また、令和6年8月1日以降、所 属長の決裁を受けずに切手の払出┃数等を確認の上、遡及記入し しを行っていた。そのうち1件は、 係の決裁も受けておらず、加えて、 物品取扱者及び使用者の確認印も ないまま切手の払出しを行ってい た。

御指摘を受け、切手等受払 財政部 簿の累計欄への記入漏れにつ ┃者及び担当係員において切手 等受払簿記帳マニュアルを改 めて確認し、令和6年8月23 日に物品取扱員が、切手の残 ました。

なお、遡及記入に当たって は、物品管理者においても是 正内容を確認しました。

また、切手等受払簿に綴っ ている記載例に、累計欄の記 入要領を追記し、当月中に受 入れ・払出しのなかった切手 についても月の累計欄への記 載と押印が必要である旨を職 員に周知しました。今後は、年 資金課

度始めなどに課内研修も行い、再発防止に努めます。

堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭 子

同 澤 由 美

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査		
監査実施期間	令和 6 年 8 月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月 23 日		
措置を講じた部局等	文化観光局		
指摘事項	等	措置内容	所管部課
2(1) 公有財産(土地・建物のいて (土地・建物のいて (土地・建地・建物のいて (土地では、あずべきないでは、あずででは、あずべきないでは、あずいでは、あずいでは、あずいでは、あずいでは、まがいでは、まがいではでは、まがいでは、まがいでは、まがいではでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいでは、まがいではで))下たあ こ目を契こがの ののののる お的結約基、理 おいでし締づ契理 理お、 て公て結き約に にり適	おいた は 要書送約るい約もにで 手市書納一知 と 付 に 後 契 た 方 す 当 付 た 御 申 案 、 至 作 し は 契 書 送 約るい約もにで 手 市 書 納 一 知 ら 資 を 案 結 納 の 行 。 、 出 から ス 共 に で 契 た 後 き 相 、 約料 ュ 周 よ な と な が が が が が が な で 、 出 から ス 共 に で ま 神 の で 、 と で ま 神 の で の 処 結 事 内 で 、 け に で ま 神 の で の 処 結 事 内 に で ま か る で で ま か る で で ま か る で で ま か る で で ま か る で で ま か る で で ま か る で か か と 付 が か な で ま か る で ま か る で ま か る で ま か る で か か か か か か か か か か な で ま か る で ま か る で ま か る で か か か か か か か か か か な で ま か る で か か か か か か か か か か か か か か か か か	スポーツ部スポーツ施設課

書への押印及び貸付料納付に 要する期間を十分に確保した 契約手続を市が能動的に進め ることで、再発防止を徹底し ます。

務処理により、相手方の契約

イ 使用料以外の経費の徴収

百舌鳥古墳群ビジターセンタ ーでは、建物の一部を観光案内┃れば分母の貸出面積にもレン 所及び荷物預かりのために、ま┃タサイクル貸出所を含めるべ た、建物外の土地の一部をレントきところ、使用許可開始当初 タサイクル貸出所のためにそれ┃から含めていませんでした。 ぞれ目的外使用を許可してい 毎年、相手方へは積算の考え る。

る設備に関する必要経費とし┃使用料は過大徴収だったた て、光熱水費を徴収している。

より算定しているが、同センタ 2月17日に相手方へ返金しま ーの延床面積(レンタサイクル した。 貸出所を含まない。)に占める使 用許可面積の割合を基に算定し ていたため、徴収金額が過大と なっていた。

御指摘のとおり、本来であ ┃歴史遺産活用部 方を示した上で徴収していま また、使用許可財産に付帯すしたが、これまでの電気・水道 め、過去に遡って精算するこ 当該光熱水費は、面積案分に | とを相手方と合意し、令和7年

> 御指摘を受け、再発防止に 向けてビジターセンター(館 内外)の図面に使用許可面積 と範囲、計算式を明示した資 料を作成し、数字だけでなく 視覚的にも、分子と分母の対 象範囲が一致しているかを確 認できるようにしました。こ の図面を課内で共有し、今後 は決裁書類に添付することと しました。また、この図面につ いては、相手方とも共有しま した。

世界遺産課

ウ 行政財産の目的外使用に係る 使用料の請求

丸保山古墳において、電話柱1 本、支線2本、共架柱2本の設 付けで使用者から申請があっ 置に係る目的外使用許可(令和 6 たものの、当該業務の担当係 年4月1日から5年間)を行って いる。

堺市財産規則では、行政財産 の目的外使用に係る使用料につ いて、使用期間が 1 年を超える 場合は、毎年度の使用開始前ま での日を当該年度の納期限とし て定めることとされている。

しかし、当該使用許可につい て、令和6年3月12日に許可申 時間を要しました。 請書が提出されていたものの、 許可書の交付が4月1日となり、 4月25日を納期限とする令和6 産の使用を許可、同月9日に 年度の使用料の納入通知書を 4 | 行政財産使用許可書及び納付 月9日に発出していた。

本件は、令和6年3月12日 において、担当者 2 名が不在 となっている状況でした。

本業務については、他の職 | 員が引継ぎを受けましたが、 事務処理のノウハウ蓄積がな かったこと、他の業務も含め ┃業務量が過大となっていたこ と等の理由が重なり、許可物 | 件の確認及び使用料の算出に

その後、3月29日に決裁を 完了し、4月1日付けで行政財 書を相手方に発送しました。 このことにより、申請者の使 用料の納付が使用開始後とな りました。

当該業務では進捗管理表に よる複数人体制での確認や状 況共有を行ってきましたが、 課長による進捗把握や業務配 分の取組が不十分でした。当 該業務の担当者等が複数人不 在となった場合でも使用期間 前に納入ができるよう、不在 となった際には課長が速やか に進捗把握を行い、業務全体 の緊急度に応じて優先順位を 付け職員の業務配分を見直す ことで、使用許可の決定を適 切な時期までに行います。

歷史遺產活用部 世界遺産課

2(2)

委託料について

入札・随意契約結果の公表 委託業務の入札等結果のホー┃蔵資料殺黴燻蒸業務につい┃博物館 ムページ公表に係る事務マニュ アルでは、予定価格が 100 万円 を超える委託業務の入札結果・ 随意契約結果を市ホームページ で公表することとされている。

及び館蔵資料殺黴燻蒸業務は予 | 令和6年9月5日に公表を行 定価格が 100 万円を超えている ┃ いました。 にもかかわらず、公表していな かった。

収蔵庫資料消毒殺虫及び館 | て、担当者が入札等の結果に 係る公表案件であることを失 念しており、また、決裁ライン の職員もこの点について確認 できていませんでした。御指 しかし、収蔵庫資料消毒殺虫┃摘を受け、直ちに手続を行い、

> 今後は、当課における100万 円を超える委託業務につい て、リスト化して契約事務と ホームページ公表の担当者間 で確認し、リスト化した内容 は、決裁ラインの職員も確認 します。公表の手続の漏れが ないかと併せ、公表されてい る状態まで確認を行います。

歷史遺產活用部

学芸課

5 (4)

現金等の管理について

ア 公金外現金の管理

堺・アセアン交流促進委員会 に係る公金外現金について、取┃よう、令和6年9月から収支 扱いの規定では、支出手続等を 行う収支整理者は、市から同委 員会に支出する負担金の担当者 ■務分担を見直しました。 と同じ者としないとされてい る。

出伝票の起案など支出手続を行 | 導を行い、令和6年12月20 っていた者が、市から同委員会┃日までに課内全職員が「事務 への負担金の支出手続を行って 処理誤り防止マニュアル研 いた。

イ 切手等受払簿の整理

規定に準じた取扱いとなる┃文化国際部 整理者と、市から同委員会に 支出する負担金の担当者の事

また、所属職員全員が内部 統制への理解を持つため、令 しかし、当該公金外現金の支 和 6 年 12 月 2 日に課長から指 修」を受講しました。

国際課

令和6年9月10日に実地調査 を行ったところ、切手等受払簿 本来、使用ごとに課長決裁を において、所属長の決裁を受け ┃得る必要があることは認識し ていないものや、決裁及び物品 取扱員の確認印がなく、切手を 払い出しているものがあった。

切手の払出しに関しては、 ていたものの、日々の円滑な 事務処理を優先し、切手使用 時は口頭により課長の許可を 得た上で払い出し、切手等受 払簿には月計処理時に一括で 使用者以外の決裁ライン職員 が押印する運用としていまし

一定期間内に決裁ライン職 員の押印漏れが長期に発生し た要因は、上記の運用を行っ ていることや押印確認の徹底 ができていなかったことによ るものです。

再発防止策として、原則ど おり使用ごとの課長決裁を得 ることを課内で周知徹底し、 現在は当該運用により事務処 理を行っています。

歷史遺產活用部 文化財課

堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭 子

同 澤 由 美

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査		
監査実施期間	令和(6年8月1日 ~ 令和6年	12月23日
措置を講じた部局等	美原区役所		
指摘事項	等	措置内容	所管部課
3 (2)			
社会福祉費負担金(養護	老人ホー		
ム負担金)について			
堺市老人福祉法施行細	則に基づ		
き、養護老人ホーム入所者	負担金を		
収入している。			
この事務について関係	書類を調		
査した結果、以下のとおり	指摘すべ		
き事項があったので、適切	な処理を		
する必要がある。			
ア 後付 場合 で は の で で で で で で で で で で で で で で で な に は 日 ま (限 入 記 を と 人 年 も せ た で な に な の り 収 と 一 編 ホ 場 促 し い か 象 記 で と 人 年 も せ た で な に な で な に 成 っ で な に は 日 ま (限 入 録 を と 人 年 も せ た で な で な に 成 っ で か で を で か で を で か で を か で を か で を か で を か で な で な で な で な で な で な で な で な で な で	る則に養金にれをしてム降わ条と行護債養て作てい負、ら例しう老権護い成課る担督ず施てこ人管老な、内。金促、	御指摘令のより 6年9 月6日本のは 6年4 月6日本のは 6年4 月6日本のは 6年4 月6日本のは 6年5 日本のは 7年9 日本のは 7年9 日本のと 7年9	美原保健福祉総合センター 地域福祉課

未納者がある場合は 30 日ま でに督促状を送付し、督促の 状況を記載した徴収記録票を 作成し課内で供覧していま

今後担当者変更時には、マ ニュアルに基づく処理ができ るよう適切に引継ぎを行いま す。あわせて担当者のみでは なく係長等がマニュアルを理 解し組織的に対応します。

5 (1)

公有財産(土地・建物)の管理に ついて

公有財産(土地・建物)の管理に 係る事務について、以下のとおり指 摘すべき事項があったので、適切な 処理をする必要がある。

ア 普通財産の管理

令和6年9月4日に実地調査を 行ったところ、北余部自治会集会 する集会所敷地を使用目的と 所の敷地として貸し付けている土┃した公有財産貸付申請書及び 地に、公有財産貸付申請書及び公【公有財産使用貸借契約書に、 有財産使用貸借契約書に記載のな い物件(防犯カメラが取り付けら れた支柱)が設置されていた。

本件は、北余部自治会に対┃自治推進課 防犯カメラが取り付けられた 支柱も、使用目的の中に含ま れているとの認識で記載して いませんでした。

御指摘を受け、当該支柱も 使用目的に含むことを明確に するため、使用目的に防犯力 メラ(独立柱)を追記した変更 契約を令和 6 年 12 月 24 日付 けで締結しました。今後は契 約書の使用目的欄に具体的に 記載します。

5 (2)

委託料について

委託料に係る事務について、以下 のとおり指摘すべき事項があった ので、適切な処理をする必要があ る。

ア随意契約理由の記載

堺市文書規程では、起案文書の 内容の訂正等を行う際に、当該訂して、本件訂正は、随意契約理 正等が文意の変化を生じさせる場 合や重要なものである場合は、訂┃いたものを、随意契約理由の 正等を行う者による訂正等の箇所 への認印の押印と合わせて最終決 裁者の認印を押印することとされ │ 意の変化を生じさせる場合」 ている。

しかし、美原区役所本館非常用 発電設備点検業務の起案文書にお┃認印を押印しなかったもので いて、意思決定にあたって重要な 内容である随意契約理由を全文訂 正していたにもかかわらず、当該 訂正箇所に担当者の訂正印のみ押 印されており最終決裁者である課 長の訂正印の押印がなかった。

本件が発生した原因につい ┃企画総務課 由の要素を抽出して記載して 全文を書くように訂正したも のですが、訂正する際に「文 には当たらないとの認識か ら、訂正箇所への決裁権者の

御指摘を受け、再度記載内 容を確認したところ、一者随 契を行う理由となる部分を訂 正するものであり、重要な訂 正に当たるとの認識に至った ため、決裁権者の認印を押印 しました。

再発防止策として、重要部 分の訂正は決裁権者の認印の 押印が必要であるというこ と、今後、軽微な誤字、脱字 の訂正など、軽易な訂正であ ることが明らかである場合を 除いて、都度、訂正事項を決 裁権者に報告した上で、訂正 箇所への決裁権者の認印押印 の要否を判断する運用とする ことを、本件文書に決裁権者 の認印を押印した後、所属職

イ 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホーム ページ公表に係る事務マニュアル | 託業務に係る随意契約理由に では、予定価格 100 万円を超える 委託業務の入札結果・随意契約結 果を市ホームページで公表するこ ととされている。また、随意契約 の場合は、随意契約理由も公表す┃前の様式を流用して作成した ることとされている。

しかし、美原区役所中央監視装 置保守点検業務及び美原区役所本 対応し、令和6年9月17日に 館非常用発電設備点検業務につい て、予定価格が 100 万円を超える ため契約結果を公表していたが、 公表した契約結果に随意契約の理┃果・随意契約結果のホームペ 由を記載していなかった。

員に周知、共有をしました。 また、監査結果報告を受け、 改めて令和7年1月7日に、 上記運用について所属職員へ 再度周知しました。

本件が発生した原因は、委 企画総務課 ついて、ホームページで公表 することに変更されたことを 失念したまま、随意契約理由 の項目が記載されていない従 ことです。

御指摘を受けた後速やかに 随意契約理由をホームページ に掲載しました。

再発防止策として、入札結 ージ公表について、新たに随 意契約理由の公表を要するこ ととなった旨、改めて所属職 員に周知、注意喚起し、本件 業務に限らず、最新の通知、 様式を確認した上で、業務を 進めることを所属職員に指導 しました。また、監査結果報 告を受け、改めて令和7年1 月7日に上記認識を所属職員 へ再度周知、共有を行いまし た。

その他

個人情報の管理について、以下の とおり意見を付す。

[個人情報の適正な管理について (意見)]

個人情報の保護に関する法律で は、行政機関の長等は保有個人情┃については、常時施錠してい┃合センター 報の安全管理のために必要かつ 適切な措置を講じなければなら ないとされており、本市では、堺 市個人情報の適正管理に関する 要綱に基づき、保有個人情報が必┃年に処理できていなかったも 要でなくなった場合には、速やか に廃棄することとされている。ま た、堺市文書規程では、保存期間┃情報を含む公文書の取扱い及 の満了した文書については、少な くとも毎年1回、廃棄しなければ ならないとされている。

しかし、美原保健センターでは、┃場所以外に置かないよう注意 文書の保存期間が満了して2年以 上経過しているにもかかわらず、 病歴等の要配慮個人情報の記載 中心に複数人で廃棄対象文書 がある医療保護入院者の定期病 状報告書(208人分)等の個人情 報に関する文書を廃棄していな かった。

美原保健センターは要配慮個人 情報を含む公文書を取り扱って いることを十分に認識し、堺市文┃を完了しています。 書規程及び堺市個人情報の適正 管理に関する要綱に基づき、保存 期間が満了したものは適時に廃 棄するなど個人情報を適正に管 理されたい。

当該個人情報に関する文書 | 美原保健福祉総 る倉庫に廃棄文書として保存 していましたが、廃棄文書を 管理する棚以外の場所に置か れていたことで、廃棄すべき のです。

御意見を受け、要配慮個人 び保管など公文書の適正管理 |について改めて課員に対して 指導を行い、廃棄文書を保管 喚起の表示を行いました。

また、廃棄時は文書主任を リストと照合した上で廃棄漏 れがないよう徹底します。

なお、当該文書については、 他に廃棄漏れがないことを確 認した上で、令和6年10月4 日に溶解処理により廃棄手続

美原保健セン

堺市監査委員公表第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭子

同 澤 由 美

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監查委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和(6年8月1日 ~ 令和6年	12月23日
措置を講じた部局等		消防局	
指摘事項	等	措置内容	所管部課
3(1) 公有財産(土地・建物) 公有財産(土地・建物) でいて 公有財産(土地・建物) では (土地・建物) では (土地である) が、 (本語ののが が、 (本語ののが は (土地の に) が、 (本語ののでは (土地の に) が、 (本語ののでは (土地の に) が、 (本語ののでは (土地の に) が、 (本語のでは (土地の) が、 (本語の)	ののののる、公種得要明さ、敷り記場を前のののののる、公種得要明さ、敷りが堺に台の管、管とで。、有類喪なられ、地平が市承帳面理、理お、、、財、の事かて、に成れ高継の積に、にり適、産所年項にい、お7、石さ地を	旧美原町からの引継ぎ当、の引継ぎり、の引継が記載されてが漏れる有財産台帳の手入れが漏れ面積にことから、分筆後の面積にことがは、毎年1回財産活用とは、毎年1回財産が開発でである。 一夕、登は、再発が明報である。	総務部総務課
イ 公有財産の管理 美原消防署の敷地の 上屋付バス待合所を記 めの行政財産の目的タ	ひ置するた	当該ベンチの存在について 目的外使用許可の申請者が把 握していなかったこと及び消	総務部総務課

を行っている。令和6年9月9 防局総務課においては申請者 日に現地調査を行ったところ、 所有者不明のベンチが置かれて いた。また、ベンチの座席部分 は破損しており、使用すると危 険な状態であった。

|が管理しているものと認識し てしまっていたことが放置さ ┃れた原因と考えています。

そのため、当該ベンチに掲 載されていた広告の事業者に 対し、所有者を調べて早急に 撤去するよう総務課から伝 え、令和6年10月7日現在、 撤去済みであることを確認し ています。

今後は、目的外使用許可申 請時に申請者に対し、使用に 際して所有者不明の物品が放 置されないよう、また、設置物 の危険性がないよう適正に管 理すること等を注意喚起しま す。また、各消防署と連携する などし、毎年1回程度現地確 認を行い、再発防止に努めま す。

ウ 貸付料の請求

堺市消防局、堺消防署三宝出 張所、堺消防署三国ヶ丘出張 所、北消防署、東消防署登美丘 ▼手続を誤認していました。 出張所、西消防署、西消防署臨 海分署において、飲料自動販売 機等設置のための公有財産賃貸 財産の貸付契約手順を再確認 借契約を締結している。本来、 貸付料は、契約締結後に契約書 記載の条項に基づいて納付させ ることとなるが、契約締結前に 貸付料を納付させていた。

相手方からの貸付料納付後 | 総務部 に契約を締結することと事務

課内で財産活用課のホーム |ページに掲載されている公有 し、契約締結後に貸付料の納 付をさせることを周知しまし

今後は、事務開始時に係で ミーティングを行い、担当者 が事務の流れを説明すること で手順の確認を複数人で行 い、再発防止に努めます。

総務課

3(2)

委託料について

委託料に係る事務について、以下 のとおり意見を付す。

「委託業務の適切な検査について (意見)]

堺市総合防災センター受付・案 内等業務において、仕様書では従┃を担当者のみで行っていたこ 事者を常時2名以上配置するよう 求めているが、従事者が 1 名であ った旨の業務日報を受領している 日があった。また、従事者につい┃業務従事者届の受領時に「受 ては、あらかじめ業務従事者届に より市に報告することとされてい┃前」を記録する書類受領確認 るが、業務従事者届に記載のない┃表を新たに作成し、複数の担 者が従事した旨の業務日報が複数 見受けられた。なお、これら仕様┃います。また、併せて業務日報 書と相違する業務日報等により検┃の様式を改正し、従事者の実 査が行われ支払も完了していた。

上記不備の判明後、総合防災セ ンターが改めてシフト管理表のチ エックや現場担当者への聞き取り を行ったところ、仕様書どおりの 人員が配置され、業務は適正に履 行されており、受注者が提出した 業務日報及び業務従事者届に誤り があったことが確認できた。

当該業務経費においては人件費 の占める割合が高く、従事者の出 務実態の把握は、業務の履行が適 正にできていたかどうかを確認す るための重要な要素である。業務 日報等、受注者から提出される業 務履行に関する書類については、 より厳格にチェックできるような 監督、検査体制を確立されたい。

関係書類の受取、確認作業 予防部 とが事務誤りの原因と考えて います。

令和6年10月1日からは、 |領日」「件名」「内容確認者の名 当者での確認と記録を行って 際の勤務時間の記録欄等を設 ┃け、監督員、検査員及び所長が 毎月のシフト管理表と突合し て確認を行うよう検査体制を 強化しました。

総合防災セン

ター

3(4)

現金等の管理について

ア 公務従事車両証明書の管理

消防組織法等により消防庁長 官からの出動要請により緊急消 用した公務従事車両証明書に 防援助隊として出動する消防車┃ついて、公務従事車両証明書 両等が高速自動車国道等を通行 する際には、公務従事車両証明┃ならないという認識がありま 書(以下「証明書」という。)を 高速道路事業者等に提出するこ とにより無料で通行できること とされており、総務課では、要┃により使用した旨を明確にし 請があった際、速やかに出動で┃ました。 きるよう証明書をあらかじめ発 行し保管している。また、緊急┃書と通行記録表をセットで保 消防援助隊出動時には、公務従一管し、緊急消防援助隊出動時 事車両証明書通行記録表に通行┃に各隊に交付することで適切 日や利用区間等を記載し証明書 の管理をしなければならないと されている。

しかし、令和6年1月1日か 21日~10月3日、石川県にお ら同年2月2日までに使用した┃ける大雨災害での緊急消防援 証明書36枚分について、記録表 助隊派遣の使用時には、使用 への記載をしていなかった。

- イ 現金出納簿等の整理 現金出納事務について、以下 のものがあった。
 - (ア) 防火管理講習修了証の再交 付に係る消防手数料について、 令和6年9月9日に現金出納 簿の調査を行ったところ、令和 6年8月14日に受入れ、同月

緊急消防援助隊派遣時に使一総務部 通行記録表を作成しなければ ┃せんでした。現状は、使用済み の 36 枚のうち、一部の使用実 態が不明確であるため、決裁

今後は、公務従事車両証明 に記録します。

なお、御指摘を受け、規定の 再確認を行い、令和6年9月 実績を把握し、公務従事車両 証明書通行記録表を作成しま した。

現金取扱員が現金出納簿の「南消防署 記載後、現金出納員の確認・押 | 印の依頼を後回しにした結 果、依頼すること自体を失念 しました。翌日、金融機関への

総務課

15 日に払出しがあったにもか ┃ 払込後も同様に依頼を後回し かわらず現金出納員の押印が┃にしたことで、現金出納簿へ なかった。

の現金出納員の確認・押印が ないままになっていました。 御指摘を受け、当該箇所につ いては、すぐに現金出納員が 記載事項を確認の上、押印し ました。

今後は、本来の手続に沿っ て、現金取扱員が現金出納簿 への記載後、現金出納員に対 し現金出納簿の確認・押印依 頼を忘れずに行います。また、 現金を受け入れる際の領収印 を押印するタイミング、払出 しを行う際の収入金調定伺を 決裁するタイミングで、現金 出納員が現金出納簿の確認・ 押印が完了していないものを チェックすることとし、再発 防止に努めます。

(イ) 南防災協会の事務で扱って いる公金外現金について、令 和6年9月9日に現金出納簿 (兼収支整理簿)の調査を行っ たところ、令和6年8月10日 以降、受入れ及び払出しがあ ったにもかかわらず収支整理 者及び出納取扱者、所属長の 押印がなかった。

従前から収支整理者が現金 南消防署 出納簿に記載した後、一月分 を一括して署長まで確認・押 印の処理を行っていました。 御指摘を受け、収支整理者、出 納取扱者及び署長の確認・押 印を行いました。

今後、収支整理者は現金出 納簿への記入の都度、自身の 押印と出納取扱者及び署長ま での確認・押印依頼を徹底し ます。また、公金外現金の取扱 いは出納取扱者及び署長が確 認できるチェック表を作成 し、確認することで再発防止 に努めます。

(ウ) 美原防災協会の事務で扱っ ている公金外現金について、 令和6年9月9日に現金出納 簿(兼収支整理簿)の調査を行 ったところ、令和6年9月4 日に払出しがあったにもかか わらず記載がなかった。

切手の購入が終業前の時間 ┃美原消防署 帯であり、収支整理者は終業 時間までに現金出納簿への記 載・押印が間に合わなかった ため、翌日に記載・押印を行う つもりでしたが失念していた ことが原因です。御指摘を受 け、すぐに現金出納簿に記載 し収支整理者、出納取扱者及 び署長の整理・確認を終えま した。

今後は、出納処理後、収支整 理者はその都度現金出納簿へ 記載することを徹底し、現金 出納簿の記載・押印後はすぐ に出納取扱者及び署長への確 認・押印を求め、再発防止に努 めます。

(エ) 高石防災協会の事務で扱っ ている公金外現金について、令┃の記載・押印を失念していた 和6年9月10日に現金出納簿 (兼収支整理簿)の調査を行っ | 署長が現金出納簿と通帳との たところ、一般会計において、【突合ができていませんでし 令和6年9月5日に払出しが あったにもかかわらず記載が なかった。また、積立金会計に┃には、収支整理者が現金出納 おいて、令和6年4月1日に | 簿の記載・押印をしてから事 受入れがあったにもかかわら ず預金額及び 4 月合計額の記 載がなかった。

収支整理者が現金出納簿へ「高石消防署 ことに加え、出納取扱者及び

今後は、受入れや払出し時 務を進めることを徹底し、出 納取扱者及び署長がその都度 現金出納簿と通帳を突合する ことで、再発防止に努めます。

堺市監査委員公表第20号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭子

同 澤 由 美

行 総 第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の (堺市営住	指定管理者監査 宅)	
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 8	月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月	23 日
措置を講じた部局等		住宅部 住宅管理課 :株式会社東急コミュニティ	·
指摘事項	等	措置内容	所管部課等
指摘事項3 事業報告書において 者は、事業報告書において 者は、事業報告書に容と 記載 することのの記載 た。 また、市はそれに対 たっていなかった。	て、指定管理 故、苦情及 で その が に な が に な が に な が が あ な は 誤 り が あ っ	措置	所管部課等 指定管理者
		する際は、当該一覧表を添付 し、市も確認できるようにし て再発防止の強化に努めま	

事業報告書を提出された 住宅管理課 際、既に提出されている事故 報告書と突合した確認ができ ていなかったため記載誤りに 気付かず、指導を行うことが できませんでした。

本件については、令和6年 10月18日に指定管理者から、 修正した事業報告書の再提出 を受け、市において供覧等の 必要な事務処理を行いまし た。また、令和6年11月18 日以降、指定管理者が事故報 告書を提出する際には、都度 一覧表も併せて提出させ、市 で内容を確認しています。

事業報告書については、併 せて提出される一覧表と既に 市に提出されている事故報告 書を突合し、複数人で確認す ることによりチェック体制の 強化を図ります。

4 管理運営について

(1) 基本協定書において、市は、指 定管理業務の状況及び実績等を評した事業報告書では、「収支明 価し、その結果を指定管理者に通 | 細」に精算前の指定管理料(金 知するとともに、公表することと されている。

しかし、公表した指定管理者評 価表の令和3年度及び令和4年度 の収支状況において、精算前の指┃は精算金額も加味して記入す 定管理料が記載されていたため、 収支差額に誤りがあった。

指定管理者から提出を受け「住宅管理課 額)が記入されており、精算金 額は別記載となっています。 市が作成する「指定管理者評 価表」の指定管理料の記入欄 ることとなっています。しか しながら、市は収支明細の金 額から精算金額を差し引いて 記載すべきところ、精算前の

指定管理料の金額をそのまま 記載したため、収支差額に誤 りが生じたものです。

記載誤りのあった指定管理 者評価表の令和3年度及び令 和4年度の収支差額について は、訂正し、令和6年10月30 日に公表しました。

今後の対応としては、事業報告書の収支明細の書式を一部変更して精算後の金額も併記することとした上で、指定管理者評価表を記載する際、担当者が記入する金額を誤認することがないよう、再発防止に努めます。

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭子

同 澤 由 美

行総第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類(四はよりなおはないない			
	(堺市立自	転車等駐車場)	
監査実施期間	令和6年8	月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月	23 目
	建設局 サ		巨対策事務所
措置を講じた部局等		:ミディ総合管理株式会社	7.1 21¢ 1. 123 /21
	· 等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等につい	いて		71, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11,
[職員研修に係る実施り			
ついて (意見)]			
基本協定書において	、指定管理	 事業報告書に記載している	 指定管理者
者は、事業報告書に陥	战員研修の実	 職員研修の実施状況について	
施状況等を記載するこ	こととされて	は、市に対して月例報告時に	
いるが、職員研修につ	ついて年度事	実施状況を適宜報告していま	
業計画書と事業報告書	書の記載方法	した。また、実施できなかっ	
が対応しておらず、と	ごの研修を実	た研修については、市からの	
施したのかが判別しに	こくい状況で	聞き取りに対して実施できな	
あった。計画していた	研修のうち、	かった理由や今後の予定を伝	
実施できなかったも	のを明確に	えていました。	
し、あわせてその理由	日や今後の予	今後は御意見を受けて、年	
定についても記載する	など、年度	度事業計画書に記載されてい	
事業計画書の履行状況	記が十分に把	る研修の実施状況が明確にな	
握できるよう、事業報	日書の記載	るよう事業報告書の記載方法	
方法を検討されたい。		を改めます。また、実施でき	
また、指定管理者は	は、年度事業	なかった研修があった場合に	
計画書では「応急手	当訓練」「防	はその理由や今後の予定を記	
犯・防災研修」「AED	取扱い訓練」	載するようにします。	
「消火器取扱い訓練」	などを集合	令和 3 年度以降実施できな	
研修として実施する	としていた	かった研修があったことにつ	
が、指定管理者に指定	こされた令和	いては、新型コロナウイルス	
3 年度以降実施してい		感染症による緊急事態宣言等	
あった。感染防止のた		の行動制限が解除された後	
を実施できなかったこ		も、重症化リスクの高い高齢	
得ないと考えられるか		者がほとんどである自転車等	
安全確保に係る研修に		駐車場の従事者に対する「応	
実施方法を見直すなと	ごして実施す	急手当訓練」「防犯・防災研修」	

ることを検討されたい。

「AED取扱い訓練」「消火器取 扱い訓練」などの研修を集合 形式で行うことは望ましくな いと考え、代替の方法として 研修を複数回に分けて小規模 に実施することも検討しまし たが、研修場所を確保するこ とができなかったことから、 研修の実施を見送る決定をし たためです。

御意見を受けて、令和6年 11月29日に主要な自転車等 駐車場で統括班長参加のもと 「応急手当訓練」「防犯・防災 研修」「AED 取扱い訓練」「消 火器取扱い訓練」を実施し、 その後、各自転車等駐車場の 従事者に対しては書面及び統 括班長のフォローによる伝達 研修を実施しました。

今後は年度事業計画書に記 載している研修を確実に実施 するため、紙面研修を含めた 柔軟な研修方法への見直しを 行います。

事業報告書に記載されてい自転車対策事務 る職員研修の実施状況につい┃所 ては、月例報告時に実施状況 を適宜確認していました。ま た、実施できなかった研修に ついても、指定管理者から実 施できなかった理由や今後の 予定の聞き取りは行っていま した。

今回の御意見を受けて、年 度事業計画書に記載されてい る研修の実施状況を明確にす

るため事業報告書の記載方法 を改めるよう指導しました。 また、実施できなかった研修 があった場合にはその理由や 今後の予定の記載を求めま す。

年度事業計画書に記載」「和語報」「AED取扱い訓練」「AED取扱い訓練」「AED取扱い訓練」「消火器取扱い訓練」な実施の研修が令和3年度としてルルにのがなかかなかなかが表してもであるというでは、おるしてもであるというでは、おいました。

御意見を受けて指定管理者に速やかにこれらの研修・訓練を実施するよう求め、令和6年11月29日以降各自転車等駐車場で実施されました。

今後は年度事業計画書に記載されている研修を確実に指定管理者に実施してもらうため、対面形式にこだわらず書面や動画による方法など、それぞれの研修内容に応じた柔軟な方法による研修の実施を指定管理者に求めます。

堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信貴良太

同 原 繭 子

同 澤 由 美

行 総 第 180 号 令和7年4月11日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年12月23日付け監査委員報告第13号 市長公室 令和6年12月23日付け監査委員報告第14号 財政局 令和6年12月23日付け監査委員報告第15号 文化観光局 令和6年12月23日付け監査委員報告第16号 美原区役所 令和6年12月23日付け監査委員報告第17号 消防局 令和6年12月23日付け監査委員報告第19号 堺市営住宅 令和6年12月23日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場 令和6年12月23日付け監査委員報告第21号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類		指定管理者監査 緑化センター)	
監査実施期間	令和6年8	月 1 日 ~ 令和 6 年 12 月	23 日
措置を講じた部局等		園緑地部 公園緑地整備課 :アメニス・ECCOMグループ)
指摘事項	等	措置内容	所 管 部 課 等
3 事業報告書等につい	て		
(1) 基本協定書においる	て、指定管理		
者は、事業報告書に収	支状況、利用		
料金の収入状況、指定	三管理者の目		
標の達成状況を記載す	- ることとさ		
れているが、事業報告	言書において		
以下の誤りがあった。			
また、市はそれに対	けする指導を		
行っていなかった。			
ア 指定管理業務の予	5 算執行状況	事業提案当初に示した予算	指定管理者
において予算額を訂	2載している	額を事業開始前に精査し、市	
が、年度事業計画書	書で定められ	と協議の上見直しを行い、年	
ている予算額と異な	よる金額を記	度事業計画書に反映しました	
載していた。		が、事業報告書の予算執行状	
		況欄に事業提案当初に示した	
		予算額を記載するものという	
		誤った認識により事務を進め	
		ました。	
		御指摘を受け、令和 5 年度	
		事業報告書を正しい金額に修	
		正し、令和6年10月25日付	
		けで市へ提出しました。	
		今後は、認識の誤りを内部	
		関係者で共有し、適正な事務	
		執行を徹底します。	
		御指摘を受け、令和 5 年度	公園緑地整備課
		事業報告書の修正を指示し、	

令和6年10月25日に修正し た事業報告書の提出を受けま した。

今後は、今回の事業計画書 の変更のように協議のあった 事項については、事業報告書 が協議事項を踏まえた内容と なっているか確認することで 再発を防止します。

イ 指定管理業務及び自主事業の 予算執行状況において費目ごと┃事業報告書における予算執行 に収入金額と支出金額を記載し┃状況の金額を再精査の上、正 ているが、集計誤りなどにより 複数箇所で誤った数値を記載し ていた。

御指摘を受け、令和 5 年度 | 指定管理者 しい金額に修正し、令和6年 | 10 月 25 日付けで市へ提出し ました。

今後は、予算執行状況の集 計過程を見直し、複数人でチ エックを行うことにより、集 計誤りの再発を防止します。

御指摘を受け、令和 5 年度 │公園緑地整備課 事業報告書の修正を指示し、 令和6年10月25日に修正し た事業報告書の提出を受けま した。

今後は、指定管理者におい て集計誤りがないよう、チェ ック体制の強化など再発防止 策の確立について指導しま す。また、指定管理者から提出 された事業報告書の数値等の 整合性を十分確認します。

ウ 利用料金の収入状況におい て、年間件数、利用時間及び金額 事業報告書を正しい金額等に を記載しているが、集計誤りな | 修正し、令和6年10月25日 どにより誤った数値を記載して┃付けで市へ提出しました。

御指摘を受け、令和 5 年度 ┃ 指定管理者

いた。また、指定管理者以外の施 設利用状況の内訳を示す別紙に┃施設予約システムを導入し、 おいて、使用日等を誤って記載 しているものがあった。

令和6年10月より堺市公共 システムによる正確な集計結 果を基に事務処理を進めるな ど、再発防止に取り組んでい ます。

御指摘を受け、事業報告書 公園緑地整備課 の修正を指示し、令和6年10 月25日に修正した令和5年度 事業報告書の提出を受けまし

今後は、堺市公共施設予約 システムの活用を促進するな どにより、正確な事務手続を 行うよう指導します。また、指 定管理者から提出された事業 報告書の数値等の整合性を十 分確認します。

エ 指定管理者の目標達成状況の うち、収支に関する目標の実績┃事業報告書を正しい金額に修 値について、誤った金額を記載 正し、令和6年10月25日付 していた。

御指摘を受け、令和 5 年度 指定管理者 けで市へ提出しました。

令和6年10月分より、市へ の月例報告書の様式を変更 し、利用料金と自主事業収入 の内訳を記載することで、同 様の計上ミスを防ぎます。

御指摘を受け、令和 5 年度 公園緑地整備課 事業報告書の修正を指示し、 令和6年10月25日に修正し た事業報告書の提出を受けま した。

指定管理者と協議を行い、 令和6年10月分より月例報告 書の様式を変更し、利用料金

4 管理運営について

(1) 基本協定書では、指定管理者は、 あらかじめ市に第三者への一部業 上、令和6年10月25日付け 務委託承認申請書により申請を し、市の承認を得た場合に限り、業 務の一部を第三者に委任し、又は 請け負わせることができると規定 ▼を行う際の事務フローを見直 されている。

しかし、指定管理者は、一般廃棄┃表団体の経理部署と連携し、 物収集運搬処理業務について、一 部業務委託の申請を行うことな く、第三者に委託していた。

[再委託の範囲等について (意見)]

基本協定書において、指定管理 者は、市が特に承認する場合を除 き、業務の一部を委託した第三者 (以下「委託先」という。) からさ らに再委任し、又は再請負をさせ┃また、今後再委託を行う際に てはならないと規定されている。 当該規定に基づく手続に沿って、 設備保守点検施設清掃業務につい て、委託先からさらに再委託が行 われていた。

しかし、市に提出された委託・再 和 7 年度より委託先からの再 委託に関する申請書によると、本 |委託の見直しを行う予定で 件の再委託業務は、委託業務と業 す。また、今後は無用の中間利 務内容、実施回数が同一の業務を

と自主事業収入の内訳を記載 し市も確認することで計上ミ スを防ぐよう改善しました。

御指摘を受け、市と協議の「指定管理者 で新たに申請書を市に提出し ました。

今後は、新規に第三者委託 し、現場の職員だけでなく代 チェック体制を強化します。

御指摘を受け、指定管理者 公園緑地整備課 と協議の上、令和6年10月25 日付けで新たに申請書の提出 を受け承認しました。

今後は、事務フローの見直 しを含む、チェック体制の強 化について指導します。

御意見を受け、市と協議を┃指定管理者 行い、本案件について、令和7 年度より委託先からの再委託 を見直す予定としています。 は案件ごとに範囲や金額等に ついて留意します。

御意見を受け、本案件につ【公園緑地整備課 いて、指定管理者と協議し、令 | 潤の取得や指定管理料に影響

請け負わせるものとなっており、 当該業務の主要な部分が再委託さ┃も含め、再委託業務の範囲や れているものであった。加えて、再 金額等について精査し、指定 委託契約の金額は、委託先との契 約金額の約85%に相当し、委託契 を進めます。 約金額の大部分を占めていると考 えられる。

業務の主要な部分または大部分 の再委託は、無用の中間利潤の取 得を許すおそれがあり、指定管理 料に影響を及ぼす可能性もある。 再委託の申請、承認に際しては、案 件ごとに範囲や金額等について精 査されたい。

を及ぼす可能性といった観点 管理者への再委託の承認事務